

奈良市地域づくり一括交付金交付要領

(趣旨)

第1条 市が交付する交付金等の柔軟な運用により、市民参画及び協働によるまちづくりのより効果的かつ効率的な推進を図るため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号。以下「条例」という。）第2条第8号に規定する地域自治協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができるものは、協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付を受けることができる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地域自治協議会の立ち上がりに関する事業

ア 協議会の運営及び会議の開催並びに奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（令和元年奈良市規則第40号。以下「規則」という。）第2条第1号に定める区域（以下「区域」という。）内の住民に対する種々の啓発活動に関する事業

イ 自主的、自立的な地域のまちづくりに関する事業

(2) 地域活動推進に関する事業

ア 区域内の住民の対話促進及び地域コミュニティの推進に関する事業

イ 区域内の住民の要望事項等の集約に関する事業

ウ 区域内の住民がともに支えあう地域福祉の充実に関する事業

(3) 自主防災・防犯活動に関する事業

(交付対象経費及び交付金の額)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費、団体等の会費及び懇親会に係る経費のほか、市長が社会通念上適切でないとする経費は対象としない。

2 交付金の額は、別表各号の合計額とする。

3 前条第1号に掲げる事業の交付金の交付は、条例第2条第8号の認定を行った年度から起算して3年度を経過するまで受けることができる。

4 前条第2号及び第3号に掲げる事業の交付金の交付は、条例第2条第8号の認定を行った年度から起算して1年度を経過した年度から受けることができる。ただし、協議会を構成する地区自治連合会又は自主防災・防犯組織が、奈良市地域活動推進交付金又は奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の交付を受けるときは、当該協議会は当該各号に係る交付金を受けることはできない。

5 前条第2号及び第3号に掲げる事業の交付金の交付を受ける協議会は、当該各号に掲げる事業を必ず実施し、地域活動及び自主防災・防犯活動の推進に努めなければならない。

(交付金の交付申請)

第 5 条 交付金の交付を受けようとする協議会は、地域づくり一括交付金交付申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) 参加団体一覧
- (6) 組織図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、交付金の交付の可否を決定するものとする。

(交付金交付の可否決定の通知)

第 7 条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を当該協議会に対し、地域づくり一括交付金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 市長は、交付金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を当該協議会に対し、地域づくり一括交付金不交付決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(交付金の請求)

第 8 条 前条第 1 項の通知を受けた協議会は、請求書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第 9 条 市長は、前条の規定による交付金の請求を受けたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第 10 条 交付金の交付を受けた協議会は、地域づくり一括交付金実績報告書(様式第 5 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、対象事業の完了後、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(積立金)

第 11 条 協議会は、翌年度以後に計画する対象事業の財源を計画的に確保し運用するため、交付金の一部を積立金として積み立てることができる。ただし、積立金を投機、貸付け等、収益を得又は対象事業以外の事業のための運用をしてはならない。

- 2 協議会は、積立てを行うときは市長と協議を行わなければならない。この場合において、協議会は、あらかじめ地域づくり一括交付金積立計画協議書（様式第 6 号）により市長にその旨を申し出なければならない。
 - 3 市長は、前項の申し出を受けたときは、当該内容を審査し、速やかに承認の可否を決定し、地域づくり一括交付金積立計画承認（不承認）決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。
 - 4 積立金から生ずる利子収入等の収益については、当該積立金に繰り入れるものとする。
 - 5 協議会が積み立てることができる期間は、第 3 項の承認を受けた日の属する年度から起算して 5 年間を限度とし、6 年目に当たる年度内には積立金の全額を目的の事業に充てなければならない。
 - 6 積立ての対象となる事業（以下「積立金事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (1) 第 3 条第 2 号又は同条第 3 号に掲げる事業
 - (2) 事業費が高額であり、単年度で実施することができない事業
 - 7 協議会は、積立ての内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに地域づくり一括交付金積立計画変更協議書（様式第 8 号）により市長にその旨を申し出なければならない。
 - 8 市長は、前項の申し出を受けたときは、当該内容を審査し、速やかに変更又は中止について承認の可否を決定し、地域づくり一括交付金積立計画変更承認（不承認）決定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。
 - 9 協議会は、毎年度、積立金として積み立てた額、積立金事業の実施状況、積立金に対する利子収入の額その他市長が必要と認める事項について、地域づくり一括交付金積立金事業状況報告書（様式第 10 号）により、当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。
 - 10 協議会は、積立金事業が完了したときは、地域づくり一括交付金積立金事業完了報告書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）
- 第 12 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付金を対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付金の支給後に、規則第 9 条第 1 項の規定による認定の取消し又は規則第 10 条の規定による解散の届出があったとき。
 - (4) 協議会を構成する地区自治連合会又は自主防災・防犯組織が、交付金と奈良市地域活動推進交付金又は奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を重複して交付を受けたとき。
 - (5) 前各号のほか本要領の定め反する行為があったとき。

(交付金の返還)

第 1 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当すると認められるときは、協議会に対し、期限を定めて、交付金の返還を命じることができる。

- (1) 前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているとき。
- (2) 地域づくり一括交付金積立計画の変更又は中止により、積立金に不用額が生じたとき。

(関係書類の整備)

第 1 4 条 交付金の交付を受けた協議会は、交付金に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下、「帳簿等」という。）を整備し、対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、帳簿等を検査することができる。
- 3 交付金の交付を受けた協議会は、前項の規定に基づき、市長が帳簿等の提出を求めたときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(その他)

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

交付金	交付額
第 3 条第 1 号に関する交付金	区域内人口に応じ、以下の額 2, 0 0 0 人以下 4 0 万円 2, 0 0 1 人以上 5, 0 0 0 人以下 4 5 万円 5, 0 0 1 人以上 1 0, 0 0 0 人以下 5 0 万円 1 0, 0 0 1 人以上 1 5, 0 0 0 人以下 5 5 万円 1 5, 0 0 1 人以上 6 0 万円
第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する交付金	(1)と(2)の合計額 (1) 1 5 万円 + 5 0 円 × 自治会加入世帯数 + 2 5 円 × 自治会未加入世帯数 (2) 区域内世帯数に応じ、以下の額 9 9 9 世帯以下 2 7 万円 1, 0 0 0 世帯以上 2, 9 9 9 世帯以下 3 6 万円 3, 0 0 0 世帯以上 4, 9 9 9 世帯以下 4 5 万円 5, 0 0 0 世帯以上の場合 5 4 万円

